

○ 退職手当に関する負担金条例 (61050)

〔平成 4 年 6 月 30 日〕
条 例 第 17 号

改正	平成 5 年 2 月 26 日 条例第 3 号	平成 7 年 2 月 14 日 条例第 5 号
	平成 9 年 10 月 31 日 条例第 3 号	平成 10 年 8 月 27 日 条例第 3 号
	平成 11 年 8 月 23 日 条例第 3 号	平成 12 年 2 月 28 日 条例第 1 号
	平成 14 年 9 月 4 日 条例第 5 号	平成 15 年 2 月 28 日 条例第 6 号
	平成 15 年 11 月 17 日 条例第 9 号	平成 16 年 2 月 24 日 条例第 4 号
	平成 18 年 3 月 29 日 条例第 4 号	平成 19 年 3 月 12 日 条例第 10 号
	平成 28 年 2 月 16 日 条例第 6 号	平成 31 年 2 月 15 日 条例第 4 号
	令和元年 8 月 28 日 条例第 9 号	令和 6 年 8 月 7 日 条例第 6 号

(目的)

第 1 条 この条例は、島根県市町村総合事務組合同規約（以下「規約」という。）第 13 条第 2 項の規定に基づき、規約第 3 条第 4 号の事務を共同処理する市町村、島根県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）並びに事務の受託をした一部事務組合及び広域連合（以下「組合市町村」という。）の負担金について必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当負担金)

第 2 条 市町村職員の退職手当に関する条例(平成 4 年条例第 15 号。以下「条例」という。)に規定する退職手当の支給に関する事務に要する経費の組合市町村の負担金は、退職手当負担金とする。

2 退職手当負担金は、職員の給料年額相当額に次の各号に掲げる割合を乗じて算定することとする。

(1) 特別職等の職員（条例第 7 条の職員） 1,000 分の 270

(2) 一般職の職員 1,000 分の 190

3 前項の規定により退職手当負担金を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(脱退する場合の納付金及び還付金)

第 3 条 組合市町村が規約第 3 条第 4 号に規定する事務から脱退（以下この条において「脱退」という。）しようとする場合においては、当該組合市町村が脱退するまでの間に納付した退職手当負担金から事務費に相当する額（当該組合市町村が納付した退職手当負担金の基礎となった給料額の 1,000 分の 2。以下「事務費相当額」という。）を差し引いた額と当該組合市町村の職員に支給した退職手当の額との差額を組合に納付又は当該組合市町村に還付して脱退するものとする。

2 組合市町村が合併し、又は一部事務組合を構成する市町村に変更があった場合で、合併又は変更後の市町村又は一部事務組合が引き続き組合に加入する場合には、前項の規定は適用しない。

3 組合市町村が年度の中で脱退する場合の脱退する日の属する年度の事務費相当額については、当該年度の事務費相当額を 12 で除した額に当該年度の 4 月から脱退する日が属する月までの月数を乗じた額とする。

(新たに加入する場合の負担金)

第 4 条 市町村又は一部事務組合及び広域連合が新たに規約第 3 条第 4 号に規定する事務に加入

又は事務の委託をしようとする場合においては、組合議会の議決を得て定める額を加入負担金として納付するものとする。

2 加入負担金の納付は、当該団体の長の申請により、分割納付することができるものとする。

3 前項の分割納付の方法は、管理者が別に定める。

(給料年額相当額)

第5条 第2条第2項の給料年額相当額は、職員の給料月額（給料月額改定による経過措置として支給される差額は含まない。以下同じ。）の合算額に12を乗じて得た額とする。

2 前項の給料月額は、当該年度の4月1日現在の給料の額とする。

3 前項の場合において、次の各号に該当するときは、当該各号に規定する給料月額とする。

(1) 休職（地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定による職員等を除く。）、停職、減給その他の事由により一時的に給料の一部若しくは全部が支給されない場合又は組合市町村が当該組合市町村の条例により期間を定め給料の額の減額を行った場合においては、これらの事由がなかったものとして、本来支給されるべき給料月額とする。

(2) 給料が日額で定められている者については、日額の21日分をもって、その者の給料月額とする。

(納付期限)

第6条 第2条第2項の規定による退職手当負担金は、3期に分割して納入通知書により納付（納付する額に100円未満の端数があるときは、その端数は全て第3期に納付する額に合算。）するものとし、3期に分割して納付する額の納付期日及び納付割合は次のとおりとする。

第1期 6月末日 100分の30

第2期 10月末日 100分の30

第3期 2月末日 100分の40

2 退職手当負担金が納付期限までに納付されないときは、期限を指定して督促することができる。

(延滞利息)

第7条 前条第4項の規定によって督促したときは、日歩4銭の割合をもって督促の翌日から完納の日までの日数によって延滞利息を徴収することができる。ただし、滞納につきやむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成4年7月1日から施行する。

2 従前の島根県市町村職員退職手当組合納付金及び負担金条例（昭和61年島退条例第3号。以下「従前の退職手当組合納付金及び負担金条例」という。）の規定により納付された納付金及び負担金は、この条例の規定により納付された納付金及び負担金とする。

3 従前の退職手当組合納付金及び負担金条例の規定により納付すべき納付金及び負担金が平成4年6月30日までに納付されない場合においては、この条例の規定により納付すべき納付金及び負担金とみなす。

附 則（平成5年条例第3号）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成5年2月25日から適用する。ただし、第5条第3号の改正規定は平成5年4月1日から適用する。

2 改正後の退職手当に関する納付金及び負担金条例第5条第4号の規定は、規則で定める組合市町村の職員ごとに規則で定める日から適用し、その他の組合市町村の職員については、なお

従前の例による。

附 則（平成 7 年条例第 5 号）

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年条例第 3 号）

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 11 年条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 11 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成 12 年条例第 1 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 12 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までの間は「1,000 分の 300」とあるのは「1,000 分の 270」と、「1,000 分の 160」とあるのは「1,000 分の 140」とし、平成 14 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの間は「1,000 分の 300」とあるのは「1,000 分の 290」と、「1,000 分の 160」とあるのは「1,000 分の 150」とする。

附 則（平成 14 年条例第 5 号）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項第 2 号の改正規定は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

2 退職手当に関する納付金及び負担金条例の一部を改正する条例（平成 12 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成 16 年 3 月 31 日」を「平成 15 年 3 月 31 日」に改める。

附 則（平成 15 年条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 3 項第 3 号を削る改正規定は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 15 年条例第 9 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日以後の退職に係る退職手当の特別負担金から適用する。

附 則（平成 16 年条例第 4 号）

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 18 年条例第 4 号）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 2 条第 3 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号の改正規定は、平成 18 年 4 月 1 日以後の退職に係る特別負担金から適用する。

附 則（平成 19 年条例第 10 号）

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行し、同日以後の退職による退職手当について適用する。

2 市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成 19 年条例第 7 号）附則第 5 項の規定による退職手当の支給を受ける場合は、退職手当に関する納付金及び負担金条例（平成 4 年条例第 17 号）第 2 条第 3 項第 5 号の規定にかかわらず、市町村職員の退職手当に関する条例（平成 4 年条例第 15 号）第 7 条の規定による退職手当の額との差額とする。

附 則（平成 28 年条例第 6 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年条例第9号）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（検討）

第2条 管理者は、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて、この条例の施行後5年を経過するまでに負担率を見直すものとする。

附 則（令和6年条例第 号）

（施行期日）

第1条 この条例は令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正前の退職手当に関する納付金及び負担金条例（以下「旧条例」という。）の規定により納付された納付金は、この条例による改正後の退職手当に関する負担金条例（以下「新条例」という。）に規定する退職手当負担金とする。

第3条 令和7年度から令和11年度までの間における一般職の職員に係る退職手当負担金については、新条例第2条第2項第2号の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる組合市町村については、それぞれ同表の右欄に掲げる割合とする。

組合市町村	割合
益田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、西ノ島町	1,000分の170
浜田市、大田市（大田市立病院を除く。）、知夫村	1,000分の130
安来市（安来市立病院を含む。）、雲南市（雲南市立病院を除く。）、飯南町、海士町、隠岐の島町	1,000分の80
出雲市（出雲上下水道局及び出雲市立総合医療センターを含む。）、奥出雲町、鹿足郡養護老人ホーム組合	1,000分の40

2 令和7年度から令和11年度までの間において、大田市（大田市立病院に限る。）、雲南市（雲南市立病院に限る。）、斐川宍道水道企業団、鹿足郡事務組合、島前町村組合、益田地区広域市町村圏事務組合、江津邑智消防組合、鹿足郡不燃物処理組合、雲南市・飯南町事務組合、島根県市町村総合事務組合、邑智郡公立病院組合、邑智郡総合事務組合、浜田地区広域行政組合、雲南広域連合及び隠岐広域連合の一般職の職員に係る退職手当負担金については、新条例第2条第2項第2号の規定にかかわらず、退職手当負担金の納付を要しないものとする。

3 令和7年度から令和11年度までの間における前項の組合市町村に係る新条例第3条第1項及び第3項に規定する事務費相当額については、新条例第2条第2項第2号に規定する退職手当負担金を納付したのものとして、新条例第5条第1項及び第3項を適用する。

第4条 新条例第3条第1項の規定は、当分の間、同項中「差し引いた額」とあるのは、「差し引いた額及び特別負担金の総額」と読み替え適用するものとする。この場合において、旧条例第2条第1項及び第3項の特別負担金の規定は、なお従前の例による。

（検討）

第5条 管理者は、この条例の施行後5年以内に、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて負担率の見直しを行うものとする。